

# ふくしま集団疎開裁判

- 日時 2012 年 9 月 29 日(月) 15 時～17 時
- 場所 主婦連合会会議室 (千代田区六番町 15、主婦会館 3 階)  
JR 中央線 四ッ谷駅、東京メトロ丸の内・南北線 四ッ谷駅
- 講師 神山 美智子さん(弁護士)

昨年3月の大地震による東京電力福島第一原子力発電所のメルトダウンにより、福島県は高濃度の放射能に汚染されてしまいました。そこに暮らす人々、特に子どもたちの命と健康を守るために、一刻も早く県外に避難させなければなりません。ところが国も県も市も、放射能は怖くないキャンペーンをはって、人々を汚染地にとどめようとしています。

そこで昨年6月24日、郡山市の学校に通う14人の小中学生が、郡山市を相手に、「空間線量率平均年1mSvを超えない環境での教育」を求める仮処分申請をしました。年1mSvは法的に認められた被ばく限度だからです。

しかし福島地方裁判所郡山支部は12月16日これを却下しました。その理由は「直ちに生命身体に対する切迫した危険性が発生するとまでは認めることはできない」というものです。その根拠に、文科省の暫定目安年20mSvがあります。

その後裁判は仙台高裁に移りました。おそらく9月にはなんらかの結論が出ると思われます。皆さんぜひ関心を寄せてください。多くの方の関心が裁判所を動かします。

福島集団疎開裁判ホームページ <http://fukusima-sokai.blogspot.jp/>